

西尾市名木選定委員会設置規約

(目的及び設置)

第1条 西尾市環境基本計画に基づき、西尾の名木を広く市民に紹介し、大切に保存をしていくための名木登録制度を設置するにあたり、名木の選定を行うため、西尾市名木選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は市民から寄せられた情報などを基に名木の調査・選定をし、登録をする。

(組織)

第3条 委員会は、公募による市民委員により構成し、市長が委嘱する。
2 委員会に、委員長、副委員長を置き、委員の互選により定める。
3 委員長は、会務を総理する。
4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が必要により召集する。
2 委員長が、必要と認める場合は、関係者の出席を求め、意見・説明等を聴き、資料・情報等の提出を求めることができる。

(謝礼)

第5条 委員の年間活動謝礼として物品を供給する。

(費用弁償)

第6条 行政が主催する研修会等の会議に委員が出席するために要した費用は西尾市職員旅費支給条例(昭和30年西尾市条例第113号)により支給する。

(解散)

第7条 委員会は、第1条の目的が達成されたときに解散するものとする。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、西尾市市民部環境課とする。

附 則

この規約は、平成19年5月2日から施行する。